

# 地震保険制度の概要と 損害保険業界の取組内容

令和8年1月28日  
一般社団法人 日本損害保険協会

# 1. 地震保険制度の概要（1）目的・位置づけ

## 地震リスクの特異性

### ○地震の発生頻度・規模が予測困難 → 保険数理になじみにくい

数百年から数千年以上の周期で発生する地震の頻度を予測することは困難であり、損害の規模も発生地域や条件（気象条件・時間帯など）によって異なるため、保険制度の前提である「大数の法則」に乗りにくい

被害が広域におよぶため、損害額が異常・巨大なものとなるおそれがある

## 国における地震保険の位置づけ

### ○世界有数の地震国である日本において、地震により国民が被害を受けても、国は国民の私有財産を直接補償するなどの財政負担は困難

### ○そこで、国は国民が自らの私有財産を守る経済的な備えとして、自助の制度である地震保険制度を創設（立法化）し、地震等による被災者の生活の安定を図っている

#### 地震保険に関する法律

第1条 この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

### ○わが国の防災基本計画においても、地震保険は地震防災政策の一環として位置づけられ、普及拡大と制度の充実が求められている

#### 防災基本計画（災害復旧・復興への備え）

財務省は、被災者自らによる生活再建の促進のため、地震保険の制度を充実し普及率の向上を図る。

## 民間における地震保険の位置づけ

### ○地震リスクの特異性を踏まえると、民間保険会社が家計分野の地震リスク全てを自ら商品化して幅広く消費者に提供することは困難

### ○民間としては、損害保険事業の公共性に鑑み、国策である地震保険の創設趣旨に賛同しその運営に協力

### ○ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき運営（株主への説明責任あり）

## 1. 地震保険制度の概要（2）基本的な枠組み

|                   |   |
|-------------------|---|
| 制度趣旨              | 保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することが目的（「地震保険に関する法律」法第1条）  |
| 補償内容              | 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償（法第2条）   |
| 対象物件              | 居住の用に供する建物（専用住宅・併用住宅）、生活用動産（家財・30万円を超える貴金属等は除く）（法第2条・規則第1条）   |
| 契約方法              | 住まいの火災保険に付帯して契約（原則自動付帯）（法第2条）<br>(注) 大規模地震特別措置法に基づく警戒宣言発令後は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の契約不可（法第4条の2）   |
| 保険金額              | 火災保険金額の30%～50%の範囲 建物5,000万円・家財1,000万円が限度（法第2条・令第2条）   |
| 保険金支払方法<br>(損害区分) | 全 損：保険金額の100% ← 建物：主要構造部の損害割合50%以上等、家財：損害割合80%以上（令第1条）<br>大半損：保険金額の60% ← 建物：主要構造部の損害割合40%以上50%未満等、家財：損害割合60%以上80%未満<br>小半損：保険金額の30% ← 建物：主要構造部の損害割合20%以上40%未満等、家財：損害割合30%以上60%未満<br>一部損：保険金額の5% ← 建物：主要構造部の損害割合3%以上20%未満等、家財：損害割合10%以上30%未満 |
| 政府再保険             | 政府と民間保険会社（再保険会社）の再保険契約においては、「1回の地震等」あたりの官民保険責任額を定める。<br>また、支払保険金総額が政令で定める一定額に達するまでは全額民間負担とし、一定額を超えると政令で定める割合で官民それぞれ負担するよう定める（政府保険責任額は国会の議決を得る）（法第3条）<br>(注) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす（法第3条）   |
| 総支払限度額            | 支払保険金総額が政令で定める一定額を超える場合には、削減払いすることができる（法第4条・令第4条）<br>(注) 想定しうる巨大地震（関東大震災の再来）が発生しても削減払いの事態が生じないよう設定  |
| 資金の斡旋・融通          | 政府は、地震保険契約による保険金支払いのため特に必要があるときは、保険会社等に対し、資金の斡旋・融通に努める（法第8条）  |

## 2. 地震保険制度の運営 (1) 官民の役割分担

- 地震保険は国の信用力の裏付けがあつて初めて成り立つ制度

### 地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書（抜粋）

地震保険は、地震被害を補償する保険金を保険料で賄うという形で地震リスクに備える「保険」であるが、市場原理に基づく「保険」の論理だけでは負担しきれない地震に対する備えを、国の関与の下、社会的な「連帯」の仕組みとして提供しているものと捉えることができる

- 民間は巨額の立替（債務）を超長期で保有できないため、通常の企業ベースを超えた長い期間を基にして保険収支を考え得る国が再保険を引き受ける仕組み（地震リスクの保有）

\* 民間が利益なしに巨額の地震リスクを保有することは、株主への説明責任を果たせない

- 地震保険の普及促進（販売）と保険金支払い（査定）においては、民間が保有する全国ネットワークを活用することが可能

|           | 基本的な考え方  | 地震保険の場合                   |
|-----------|----------|---------------------------|
| 民にもできること  | 官から民へ    | 普及促進（販売）<br>保険金支払（査定）     |
| 民にはできないこと | 引き続き官で行う | 地震のリスク保有（保険責任）<br>⇒ 政府再保険 |

## 2. 地震保険制度の運営 (2) 損保協会、損保料率機構、地再社の概要

- 地震保険制度の健全な発展および安定的な運営のため、元受各社に加えて、損保協会、外国損害保険協会、料率機構、地再社が協力して地震保険制度を運営している。

### 損保協会



### 外国損害 保険協会



### <沿革等> (損保協会)

- ・1917年設立の大日本聯合火災保険協会を起源として、1946年に設立された、損害保険会社を会員とする事業者団体
- (外国損害保険協会)
- ・1949年に設立された、外国損害保険会社等を会員とする事業者団体

### <地震保険制度における主な役割>

- ・地震保険制度の広告・宣伝活動
- ・地震保険制度の業界対応・制度検討(損保業界とりまとめ)

### 地再社



### <沿革等>

- ・地震保険法に基づき、1966年5月30日に日本地震再保険株式会社が設立(国内で唯一の家計地震保険の再保険専門会社)
- ・政府と民間の間の再保険取引を一元的に処理するとともに、一定の保険責任を負担し、保険金支払上の不足が生じた場合には政府からの融資などを受けて対応することが設立時の構想
- ・地再社の株主は損害保険会社によって構成されている

### 料率機構



### <沿革等>

- ・1948年に制定された「損害保険料率算出団体に関する法律(料団法)」に基づき、同年11月に損害保険料率算定会が設立
- ・1964年、自動車保険料率算定会が算定会から分離・独立して設立
- ・2002年に両算定会が統合し、損害保険料率算出機構が誕生

### <目的>

損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護する

### <主な事業内容>

- (1)損害保険の参考純率(自動車保険、火災保険、傷害保険)と基準料率(自賠責保険、地震保険)の算出・提供
- (2)自賠責保険の損害調査等 等

### <地震保険制度における主な役割>

基準料率の算出

### <目的>

地震保険の再保険を引受けることによって元受会社の担保力を補完し保険金支払に支障無からしめ、もって地震保険制度の運営に万全を期す

### <主な事業内容・地震保険制度における役割>

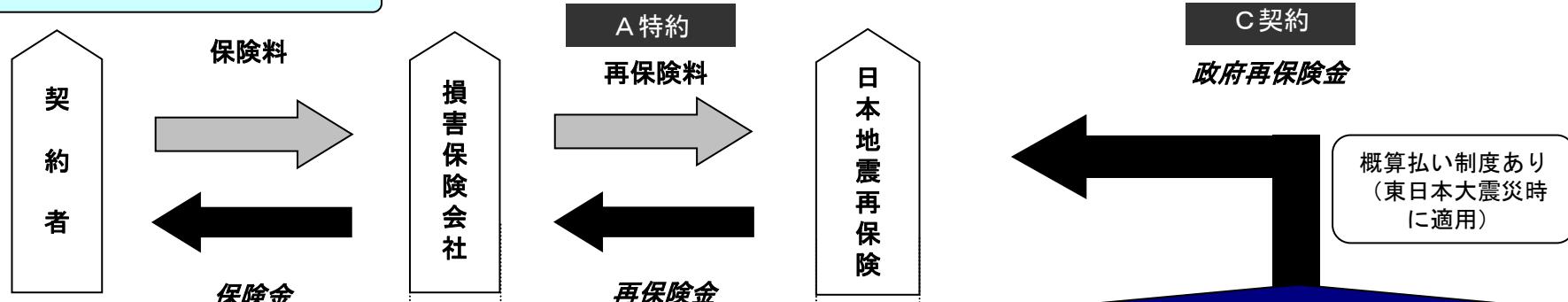
- (1)再保険業務(リスクの集約・均質化)
- (2)民間準備金の管理・運用
- (3)有事の際の支払保険金の供給
- (4)損害査定費用の管理・支払
- (5)健全な制度運営の確保

## 2. 地震保険制度の運営

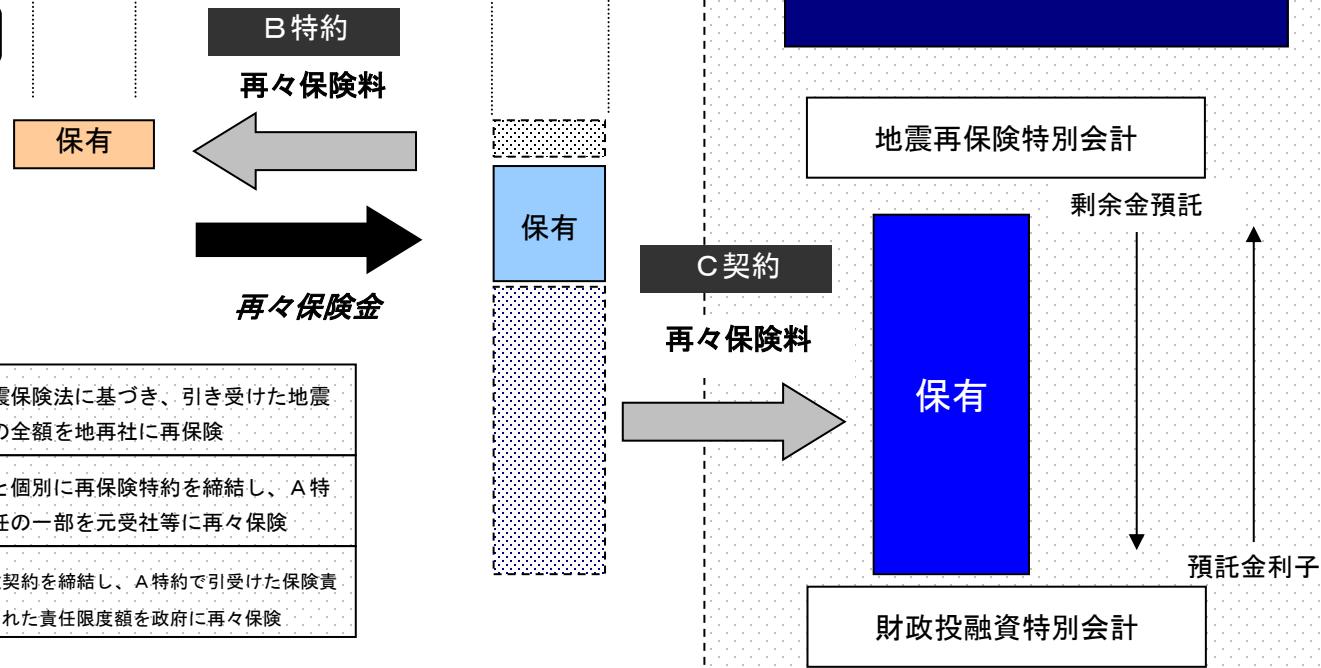
### (3) 政府再保険（再保険、再々保険の仕組み）

- 政府、地再社、損害保険会社がそれぞれ保険責任を公平に負担するため、損害保険会社は全額地再社に出再し、リスクを均質にした上で、地再社がそれぞれに配分し、保険料（再保険料・再々保険料）の収受を行っている。
- 保険金は損害保険会社が契約者に支払った後、地再社を介して再保険金を回収している。

#### 再保険の仕組み（お金の流れ）



#### 再々保険の仕組み（お金の流れ）



#### 再保険契約

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 地震保険再保険特約（A）<br>【A特約】   | 元受保険会社は、地震保険法に基づき、引き受けた地震保険契約の保険責任の全額を地再社に再保険           |
| 地震保険再保険特約（B）<br>【B特約】   | 地再社は、元受社等と個別に再保険特約を締結し、A特約で引受けた保険責任の一部を元受社等に再々保険        |
| 地震保険超過損害額再保険契約<br>【C契約】 | 地再社は、政府と再保険契約を締結し、A特約で引受けた保険責任のうち、国会で承認された責任限度額を政府に再々保険 |

## 2. 地震保険制度の運営 (4) 政府再保険（総支払限度額、官民責任額）

- 地震保険の総支払限度額は、保有契約等の増加を踏まえて見直されている（現在は12兆円）。
- 民間責任額は、危険準備金の残高を踏まえて、支払余力を持たせる金額で設定されている。

### 総支払限度額

○地震保険は巨額の保険金を支払う必要があり、政府が再保険を引き受けているが、官民の負担力にも限界があることから、1回の地震における支払保険金の総額をあらかじめ定めている（総支払限度額）

○この総支払限度額は、わが国において想定し得る巨大地震（関東大震災の再来）が発生しても、保険金の支払いに支障のないように設定されており、保険契約増加に伴うPMLの増大を踏まえ、適宜見直し

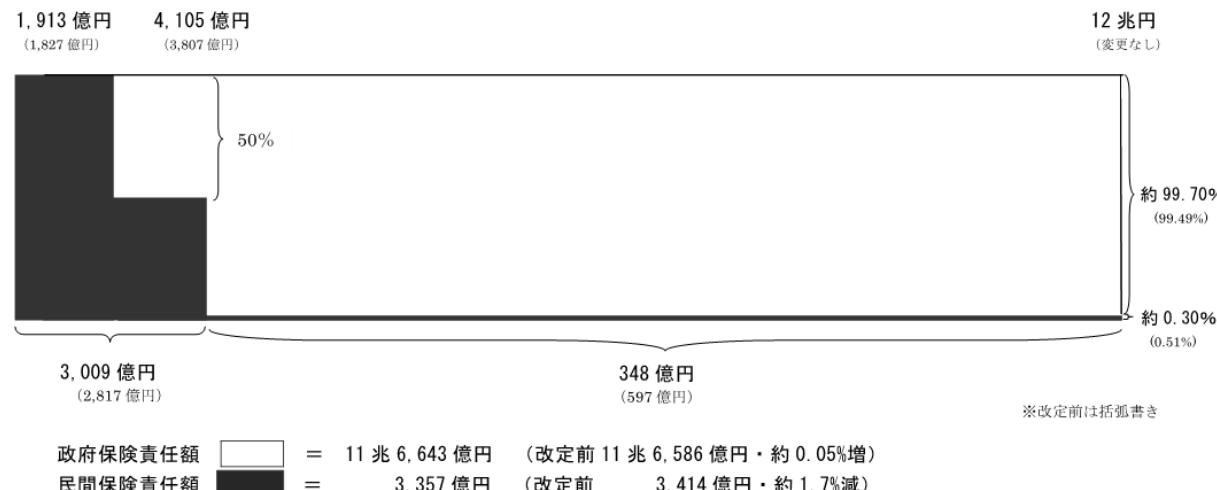
\* 万一、算出された保険金の総額が総支払限度額を超える場合、契約ごとに支払われる保険金は右記の算式のとおり削減されることがある

$$\text{支払保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額} \times \text{総支払限度額}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

○2011年3月（東日本大震災）には5.5兆円だった総支払限度額は、その後の保有契約の増加等に伴い現在では12兆円となっている。

### 再保険スキーム (1地震あたりの官民保険責任額)

#### 2025年度のスキーム



## 2. 地震保険制度の運営 (5) 保険料率の算出・改定

- 地震保険の基準料率は、「保険料率は収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならぬ（法第5条）」との理念に基づき、利潤を含まずに算出され、全社一律のものとなっている。
- 各社の保険料は、損保料率機構が算出する基準料率に基づいている。基準料率は、損害保険会社および地再社が報告した各種データを用いて算出した後、金融庁の審査を経て決定される。

### 地震保険の保険料

【保険料例（保険期間1年 保険金額1,000万円、割引適用なし）】

|      | 右記以外の都道府県 | 福島、宮城、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、宮崎、沖縄 | 茨城、徳島、高知 | 埼玉      | 千葉、東京、神奈川、静岡 |
|------|-----------|-----------------------------------|----------|---------|--------------|
| イ構造※ | 7,300円    | 11,600円                           | 23,000円  | 26,500円 | 27,500円      |
| 口構造※ | 11,200円   | 19,500円                           | 41,100円  | 41,100円 | 41,100円      |

（※）イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等 口構造：イ構造以外の建物

【保険料の割引制度】

|             | 割引率 |
|-------------|-----|
| 免震建築物割引     | 50% |
| 耐震等級割引（等級3） | 50% |
| 耐震等級割引（等級2） | 30% |
| 耐震等級割引（等級1） | 10% |
| 耐震診断割引      | 10% |
| 建築年割引       | 10% |

### 保険料率の算出

保険契約、事故データ（月次）  
経費データ（年次）  
会費負担



損害保険会社

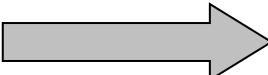
料率水準の検証結果を毎年度報告しており、当該結果等に基づき、基準料率の改定届出を適時実施

基準料率の改定届出



※その後、各社による基準料率使用届出の後、地震保険料率の改定（時期は全社一律）

経費データ



損保料率機構

基準料率の算出

※震源モデル等、各社からの報告データ以外の情報も利用

日本地震再保険

金融庁

適合性審査

審査結果

## 2. 地震保険制度の運営 (6) 地震保険の引受

- 地震保険は住まいの火災保険に付帯して契約することになっており(法第2条)、これにより地震保険を効率的に募集し、募集にかかる経費を低減している。
- 火災保険に原則付帯しているが、契約者が地震保険を希望しない場合の意向確認や、割引を適用する際の確認資料の取付など、適切な引受けのための措置を講じている。
- また、2007年に地震保険料控除制度が導入されたことに伴い、保険料控除証明書の発行等を実施している。

### 地震保険の引受

- 地震保険は火災保険に原則付帯としている。契約者の意向で付帯しない場合は、付帯しないことについて、契約申込書の押印とは別に、地震保険を付帯しないことについての個別の押印欄を設けて意向を確認する等の運用を行っている。

### 割引確認資料の確認

「建築年割引」「耐震等級割引」「免震建築物割引」「耐震診断割引」の割引種類ごとに、割引の適用条件を満たすことが確認できる公的機関が発行した資料等を取り付けて確認し、申込書類等と共に保管している。

### 地震発生直後の引受時の対応

- 地震発生後に地震保険の引受けを行う場合は、既に発生している損傷に対して保険金をお支払いすることができないよう、損傷状況確認等の取組みを行っている。

【募集用】地震保険加入時の損傷状況確認書

| 対象 | ヒヤリング項目  | 損傷   |
|----|--|--|
| 建物 | 屋根に損傷はありませんか？瓦などのズレや落下、雨漏りなども確認してください。➡                                  | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり➡ |
|    | 外壁や室内の壁、基礎に損傷はありませんか？出入口・窓等の周辺にひび割れがないか、部屋の角やドア周りのクロスにしわ等がないかも確認してください。➡ | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり➡ |
|    | 柱やはりにひび割れ、潰れ、曲りなどの損傷はありませんか？➡  | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり➡ |
|    | 玄関ドアや部屋のドア等が開けづらい・閉めづらいといったことはありませんか？➡                                   | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり➡ |

(以下略)

### 保険料控除制度への対応

- 地震保険の保険料控除制度に対応するため、損保各社は保険料控除証明書を発行している。
- また、保険料控除証明書の発行について、業界共通の共同システムを構築・運用しており、2021年からはマイナンバーを活用して地震保険料控除のデータを確定申告に連携する仕組みも構築した。

## 2. 地震保険制度の運営 (7) 地震保険の損害調査・保険金支払いの目的・概要

### 目的

○地震災害では、同時に広範囲にわたって大量の罹災被保険物件が発生するため、地震保険法の目的である「被災者の生活安定に寄与」の実現のため、迅速・的確・公平な損害調査を行う。

### 建物

○原則として、「主要構造部<sup>(※1)</sup>の被害程度による認定基準」<sup>(※2)</sup>に基づき、損害認定

○主要構造部のうち、建物の機能を確保する部位で損害が外観上発生することが多い箇所を着目点として被害程度を調査

〔※1 建築基準法施行令第1条第3号の構造耐力上主要な部分〕

〔※2 その他、「床面積の被害程度による認定基準」、「地すべりその他の災害による認定基準」、「床上浸水等による認定基準」がある。また、「津波による損害の認定基準」「地盤液状化による損害の認定基準」は「主要構造部の被害程度による認定基準」に含まれる。〕

### 生活用動産(家財)

○代表品目(「食器類」「電気器具類」「家具類」「身回品その他」「寝具・衣類」の5分類)に着目し、被害程度を調査

○地震保険では、実際の修理費や再購入費ではなく、対象の被害程度に応じて損害割合を算出し、同割合に基づいた4区分での損害認定を行って、地震保険金額の一定割合をお支払いする。

#### 【全損(保険金額の100%)】

・建物: 主要構造部の損害割合50%以上等、家財: 損害割合80%以上

#### 【大半損(保険金額の60%)】

・建物: 主要構造部の損害割合40%以上50%未満等、家財: 損害割合60%以上80%未満

#### 【小半損(保険金額の30%)】

・建物: 主要構造部の損害割合20%以上40%未満等、家財: 損害割合30%以上60%未満

#### 【一部損(保険金額の5%)】

・建物: 主要構造部の損害割合3%以上20%未満等、家財: 損害割合10%以上30%未満

○なお、地震保険については、同一構内・同一被保険者の所有に属する建物および家財について限度額の設定があり、限度額を超えて保険金額を契約することも保険金をお支払いすることもできないため、複数の損害保険会社の地震保険金額の合計が限度額(※)を超える場合、各保険金額の割合により保険金額を修正し、支払保険金を修正します。(※)建物5000万円・家財1000万円または保険価額限度

### 損害調査

### 保険金支払い

## 2. 地震保険制度の運営 (8) 地震保険の損害調査の流れ

平時

### 損害保険会社の取組み

#### 有事に備えた準備

- ・損害査定に関する個社システムの開発・管理
- ・損害査定に関する研修
- ・損害査定用資器材の整備

### 損害保険業界(協会)の取組み

#### 有事に備えた準備

- ・損害査定に関する業界システムの開発・管理
- ・損害査定に関する業界取組みの検討
- ・損害査定用の帳票類・研修等の提供

## 大規模地震の発生

有時

### お客様対応に向けた体制確保

- ・対応拠点の設置
- ・全国からの対応要員の動員・確保(※1)
- ・交通手段の確保
- ・損害査定の準備
- ・個社システムの運用

### 個社のお客様対応のサポート実施

- ・業界の対策体制の実施、対策本部の設置
- ・損害査定に関する業界システムの運用
- ・損害査定に関する業界取組みの実施

### お客様対応(立会調査の場合)(※2)

- ①被害物件の訪問日時の調整→被害物件の訪問・損害状況の確認
- ②損害状況を踏まえた損害認定の実施、保険金請求の必要書類の取り付け
- ③損害認定結果の連絡・協定→保険金支払い

(※1)東日本大震災時の一例として、ある大手社では営業・関連会社社員・鑑定人・建築士などピーク時には約2,200名体制で震災対応を実施。

(※2)地震の規模・被災状況等に応じ、損害状況申告方式や共同調査による損害認定も実施。

業界  
取組み損害状況  
申告方式

- お客様から提出いただいた損害状況申告書(写真添付)に基づいて損害査定を行い、保険金を支払う方式。(超大規模地震発生時における立会調査の調査員の不足等が発生した場合のオプション方式。)  
※本方式の対象事案は、立会調査と同様に適正な損害認定が可能な事案に限定しており、申告書から損傷状況が正確に確認できない等、立会調査が必要な事案は、適宜調査方法を切り替え、認定の適正性を確保している。

## 共同調査

- 損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真等を用いて被災地域の状況を確認し、損害程度を同じくする地域を街区単位で認定する調査。(大規模地震において、一定の地域全体の建物が津波による流失や火災による焼失により全損となるような大規模被害が発生した場合にのみ、当該地域のみを対象にして限定的に実施する取組み)
- 調査により、「全損認定地域(街区内の建造物がすべて流失または焼失している地域)」等に認定された地域に所在する建物は、保険会社での立会調査を省略して保険金を支払うことが可能となる。

業界  
システム地震損害  
申告  
サポート

- 超大規模地震発時のオプション方式である「損害状況申告方式」のWEBシステム。
- 主に2つの機能を実装しており、契約者・保険会社双方の負担軽減や効率化を実現。
  - ①契約者がスマートフォン等で損害状況の申告や写真登録を行う機能
  - ②保険会社がお客様の申告内容を基にWEB上で自己申告書、損害調査書、保険金請求書を作成できる機能

地震  
アプリ

- 立会調査を行う調査員が、モバイル端末で被害程度の記録や写真撮影等を行い、電子的に損害調査書を作成できるアプリケーション。
- 平成28年熊本地震以降、地震アプリを利用できる体制が整った会社から、同アプリを用いた損害調査を実施しており、現在は各損保会社の損害調査で広く活用している。

- 地震保険の普及促進のための取組みは、業界での取組みと、各損害保険会社の取組みの両面で実施。
- 業界の取組みは、損保協会がマスメディアを通じた情報発信や地方自治体等と連携した普及活動を実施し、各社取組みでは、それぞれの保険会社のお客様に対する地震保険のご案内や地震のリスク啓発等を実施。
- 広告・宣伝費用は、過去に積み立てた危険準備金の運用益から賄っている。

### 業界の取組み

- マスメディアを通じた情報発信  
一般消費者により広く訴求するため、テレビ、新聞、Web等の媒体を通じたリスク啓発・普及促進の取組みを実施
- 代理店の募集活動の支援  
代理店に対するセミナーの実施やポスター等の啓発ツールの提供等、代理店の意識向上に資する取組みを実施
- 地方自治体等と連携したリスク啓発と加入促進  
地方自治体や関係団体等と連携し、各地域でイベント出展やセミナー開催を通じて、消費者向けにリスク啓発と地震保険の普及促進を実施
- 付帯率が低い地域などターゲットを絞った情報発信  
賃貸住宅居住者、マンション管理組合等、ターゲットを絞ったイベント開催や啓発ツールの提供 等

### 各社の取組み

- 地震保険未加入の火災保険契約者に対する、更新時等の地震保険のご案内
- Webアプリ等を通じた、お客様の自宅周辺の地震リスク情報の提供 等

### 広告・宣伝費用の取扱い

- 阪神淡路大震災を契機に、地震保険の普及促進の必要性が一層認識されたため、業界として大々的な広報活動を開始
- この際、広告・宣伝費用は、付加保険料とはせず、危険準備金運用益から取り崩すことで賄うこととした。

### 3. 損保業界の関連取組み（契約者保護の仕組み）

- 損害保険会社は、保険業法による規制、金融庁による監督・商品審査など、業界共通の規制に従って事業活動を行っている。
- また、ソルベンシーマージン規制による財務の健全性確保の取り組みや、万が一損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットである損害保険契約者保護機構等の仕組みを構築しており、結果的に地震保険制度の安定的な運用にも資するものとなっている。

#### 早期是正措置

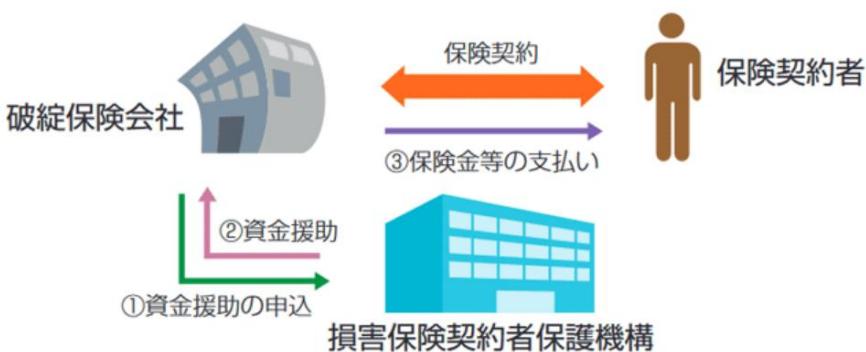
保険契約者の保護を図るために、保険会社の支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置を損害保険会社に命じることにより、経営改善を促す監督措置が設けられている。是正措置の基準としてソルベンシーマージン比率が適用されており、200%を下回った場合に、早期の経営の健全性の回復を図るため、早期是正措置が講じられる。

$$\text{ソルベンシーマージン比率(%)} = \frac{\text{資本金・基金・準備金等の合計額}}{\text{通常の予測を超えるリスクに対応する額} \times 1/2} \times 100$$

| ソルベンシーマージン比率 | 措置の内容   |
|--------------|---|
| 100%以上200%未満 | ・経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行   |
| 0%以上100%未満   | ・保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行<br>・配当、役員賞与の禁止または抑制<br>・営業所、事務所における業務の縮小など |
| 0%未満         | ・期限付の業務停止命令(全業務または一部の業務)  |

#### 損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに資する資金援助を行うこと等により、契約者の保護が図られる。



※図の引用元:損害保険契約者保護機構HP